

5 当該旧指定特定身体障害者授産施設の実利用延べ日数に係る単位数(次の算式により算定した実利用延べ日数に係る単位数をいう。)が加算算定基準単位数(次の算式により算定した加算算定基準単位数をいう。)を超えない場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該旧指定特定身体障害者授産施設が、入所者から入所者が受けた指定旧法施設支援に係る利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の利用者負担額を超える金額を徴収した場合には、加算しない。

算式

(加算算定基準単位数 - 実利用延べ日数に係る単位数) ÷ 実利用延べ日数の合計数

加算算定基準単位数 次に掲げる数の合計数に100分の80を乗じて得た数

イ 旧指定特定身体障害者授産施設の平成18年3月における身体障害者である入所者(通所による入所者に限る。以下この注5において同じ。)の数に22を乗じた数に当該旧指定特定身体障害者授産施設における区分Aの所定単位数を乗じて得た数

ロ 旧指定特定身体障害者授産施設の平成18年3月における知的障害者である入所者の数に22を乗じた数に当該旧指定特定身体障害者授産施設における区分Aの所定単位数を乗じて得た数

ハ 旧指定特定身体障害者授産施設の平成18年3月における精神障害者である入所者の数に22を乗じた数に当該旧指定特定身体障害者授産施設における所定単位数を乗じて得た数

実利用延べ日数に係る単位数 次に掲げる数の合計数

イ 旧指定特定身体障害者授産施設の1月間の通所による指定旧法施設支援を受けている身体障害者である入所者の利用日数の合計数に身体障害者福祉法第18条第1項の規定により市町村が行った措置に係る入所者の在所日数の合計数を加えた数(以下この注5において「身体障害者実利用延べ日数」という。)に当該旧指定特定身体障害者授産施設における区分Aの所定単位数を乗じて得た数

ロ 旧指定特定身体障害者授産施設の1月間の通所による指定旧法施設支援を受けている知的障害者である入所者の利用日数の合計数(以下この注5において「知的障害者実利用延べ日数」という。)に当該旧指定特定身体障害者授産施設における区分Aの所定単位数を乗じて得た数

ハ 旧指定特定身体障害者授産施設の1月間の通所による指定旧法施設支援を受けている精神障害者である入所者の利用日数の合計数(以下この注5において「精神障害者実利用延べ日数」という。)に当該旧指定特定身体障害者授産施設における所定単位数を乗じて得た数

実利用延べ日数の合計数 次に掲げる数の合計数

イ 身体障害者実利用延べ日数

ロ 知的障害者実利用延べ日数

ハ 精神障害者実利用延べ日数

2 入院・外泊時加算

入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。以下この2において同じ。)が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊を認めた場合に、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する旧指定特定身体障害者授産施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- イ 入所定員が40人以下の場合 320単位
- ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合 320単位
- ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合 274単位
- ニ 入所定員が91人以上の場合 229単位

3 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき71単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき97単位を加算する。

4 退所時特別支援加算

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定身体障害者施設基準第4章第2節の規定により旧指定特定身体障害者授産施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者(以下この第3において「旧指定特定身体障害者授産施設従業者」という。)が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合には、加算しない。

2,097単位

5 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合

187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合

280単位

注 旧指定特定身体障害者授産施設において継続して通所による指定旧法施設支援を利用する入所者について、連続した5日間、当該通所による指定旧法施設支援の利用がなかった場合において、旧指定特定身体障害者授産施設従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ当該入所者の同意を得て、当該入所者の居宅を訪問して当該旧指定特定身体障害者授産施設における指定旧法施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定旧法施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

6 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が7日未満の場合

561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合

1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入所者(入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。)が病院又は診療所(当該旧指定特定身体障害者授産施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、旧指定特定身体障害者授産施設従業者が、施設支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

7 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 旧指定特定身体障害者授産施設が通所による入所者について利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

8 栄養管理体制加算

イ 栄養管理体制加算(I)

(1) 入所定員が41人以上60人以下の場合

24単位

(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合

17単位

(3) 入所定員が91人以上の場合

12単位

ロ 栄養管理体制加算(II)

(1) 入所定員が41人以上60人以下の場合

22単位

(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合

15単位

(3) 入所定員が91人以上の場合

11単位